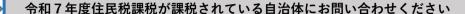
スタート

令和7度住民税が有田川町で課税されている

(令和7年1月1日時点で有田川町に住民登録がある方または有田川町で住登外課税されている方)

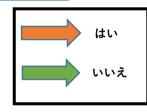




令和5年中及び令和6年中の合計所得額が1,805万円以下である

対象外です

対象外です 定額減税しきれている為



次の両方にあてはまる

- ●令和6年分所得税額(定額減税前)が0円
- ●令和6年度住民税所得割額(定額減税前)が0円

令和6年分所得税または令和6年度住民税所得割から定額減税しきれない額があり、当 初調整給付(令和6年7月頃実施)※1の支給対象となった(受給済み・辞退等含む)



次のいずれかの給付金の対象となった世帯主・世帯員である

- ●令和5年度住民税非課税世帯への給付金(7万円)
- ●令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)
- ●令和6年度新たに非課税均等割のみ課税となった世帯への給付金(10万円)

次のいずれかにあてはまる

- ●令和5年所得額>令和6年所得額(退職等)
- ●令和5年扶養人数<令和6年扶養人数(出生等)
- ●令和5年中無収入で令和6年中所得有(就職等)
- ※確定申告や年末調整時の所得額と人数

対象外です 当初調整給付と比べて不 足額給付が発生しない為



次のいずれかにあてはまる

- ●事業専従者(青色・白色)
- ●合計所得金額が48万円を超える

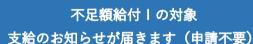


当初調整給付(令和6年7月頃実施)※1が<u>有田川町で対象</u>となった (受給済み・辞退等を含む)



専従者給与を貰っていることを有田川町は把握できている

※事業主が町外在住の場合、把握できないことがあります。



不足額給付 | の対象と分かれば 確認書が届きます(要返送) ※届かない場合はお問い合わせください



不足額給付 II の対象 確認書が届きます(要返送) 不足額給付 II の対象 ご自身で申請してください

※1 当初調整給付

「定額減税補足給付」のことをいいます。詳しくは有田川町HPをご確認ください。